

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速橋梁マネジメントシステム高度化のための理論構築業務（2020年度）
2 業 者 名	（一財）阪神高速道路技術センター
3	
<p>阪神高速道路株式会社が保有するH-BMSについて、過年度業務で検討した内容を踏まえた上で、昨今の急速な情報化の流れにH-BMSも対応できるよう検討しておく必要があり、特にBIM/CIMに代表される構造物の3次元化への取り組みが不可避である。そこで、本業務は3次元化を見据えたH-BMSの基礎検討や今後の維持管理のあり方などについて検討を行うものである。</p> <p>上記より、本業務を行うにあたって、</p> <p>①阪神高速道路の橋梁構造物を熟知し、かつ損傷発生状況及び補修状況に関して精通していること。</p> <p>②H-BMSについて、その構築に関与する等、システムの構成やデータ構成等、その内容を熟知していること。</p> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下、「当該センター」という。）は、</p> <p>①「長寿命化を考慮した橋梁管理手法及び施工法等検討業務（平成26年度）」にて本事業の検討を実施した経験があり、さらに、「ASR橋脚の維持管理マニュアル」「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」等の技術図書を編集・発行するなど、阪神高速道路の橋梁構造物を熟知し、損傷事例やその補修等、維持管理に精通している。</p> <p>②H-BMSの開発に従事し、当該システムを熟知している。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該センターが有する特殊な知識と経験が不可欠であり、当該センターが本業務を実施可能な唯一の機関である。</p> <p>なお、2015年度から2018年度において、本業務と同様の業務にかかる参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、当該センター以外からの参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>	